

徳島県選挙管理委員会告示第十号

美馬市選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設として指定していた次の施設について、指定を取り消した旨の報告があった。

令和元年六月十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝 山 日 出 高

施設 の 名 称	所 在 地
美馬市美馬福祉センター	美馬市美馬町字中東原七五番地